

45. 生産森林組合の土地管理的性格とその変質

— 漁業協同組合の漁業権管理的性格との
対比において —

九州大学農学部 笠原義人

1. 生産森林組合（生産森組と略称）の制度の本質はともかく、現存する「生産森組」（本来的生産森組に対し先資本的共同経営であるという意味で「」にする。）の多くは部落有林野の経営管理組織の変容したものである。これは漁業協同組合（漁協と略称）が歴史的には総有的な漁業権の管理団体として成立してきたことに類似する。この漁業権を主体とする漁協は、漁業生産力の発展と漁業資本主義化につれて、漁業権（＝漁場）管理団体としての諸矛盾があらわれると共に、漸次経済団体的性格を兼ねるように変質している。林業に比し、漁業は資本主義化が早く、特に沖合、遠洋漁業の「アメリカ型」進化は、小漁民層の営む沿岸漁業を圧迫しつつある。そこにおける漁業権管理的性格の強い漁協の変質はよりシビアに現われる。その考察により「生産森組」の土地（＝部落有林野）管理的性格とその変質を見ることが、この小論の課題である。

2. 漁業組合の端初は、旧慣行に基づく漁場の管理、旧来の伝統的漁場秩序の管理機関としての準則組合（明治19年漁業組合準則）である。そして明治漁業法（明治34年）により漁業組合は漁業権を享有する団体として明確に規定された。その後、漁業生産力の発展、とくに下層中小漁業の動力化を契機に漁業組合の自主的運動が芽ばえ、信用、購売、販売事業などの経済事業が併営されるようになった。しかし、漁協の諸活動は依然として共同体規制を基礎とするものであった。

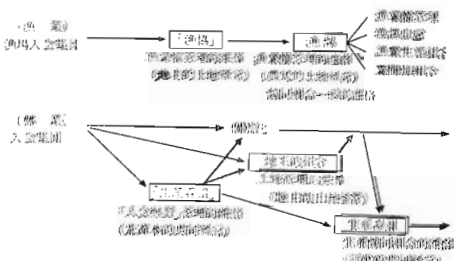
漁業制度改革（昭和24年）前の漁協所有の漁業権は個別化できない総有的漁場を利用する権利であったが、漁業権の所有と経営は分離されておらず、封建的な残滓の強い地主的土地経営であった。制度改革後は漁業制度の民主化と自営漁民の育成がとられ、漁業権の所有と経営が不可分となった。つまり漁業権は土地側にもとづく権利から、生産手段中心の漁業権へと変化している。そして漁協自営を進めるためにも、漁協の漁業権は「共同漁業権」として従来通り認めているが、制度改革は沿岸漁業の資本主義化を許容している。沖合、遠洋漁業を中心とする産業資本の沿岸漁業、進出

と併行し、中小漁業生産者の中から、漁業生産組合、業種別組合等の産業資本として作用する協同組合が成長、発展している。

このように、漁協は資本制経営と対応すると共に、従来の漁業権管理的性格を主体とするものから、経済活動を中心とする協同組合への変質が見られる。もっとも、一方では漁業権を所有していても、実際には賃貸する等、地主的組合の性格を強くしている漁協もある。

3. 「生産森組」が漁協と類似するのは、とくに漁業権管理的性格が強かった制度改革前の漁協であるが、その後の漁協自営、漁業生産組合、業種別組合などへの変質は「生産森組」の変質方向を示すものと思える。基本的には部落有林野から個別化への過渡的形態である「生産森組」の変質についてみると、林業生産とくに育林生産を掌握する産業資本の貧弱、欠除により、多くの「生産森組」は土地管理的な性格のままに停滞している。つまり、部落有林野の収益機能は持分を媒介として個別化しているが、土地所有をめぐる結合関係はそのままの「機能的分解」に留まっている。その結合関係を打破するのは産業資本であるが、小農業生産者の兼業化、農業労働力の都市流出などに伴ない、共同体規制を中心とする「生産森組」の諸活動はおのずから質質し、土地管理的性格の「生産森組」を変質させている。

その「生産森組」変質の1つは、個別化に進むことなく、外部資本との分取契約などにより、たんなる土地所有団体として地代を取収する地主組合化である。第2は、「生産森組」内部の本来的生産森組、小組あ



るいは個別経営など中小生産者への貸賃により地主組合化する事である。第3は「生産森組」自体の本来的生産森組への転化であり、漁協の自営、漁業生産組合、業種別組合への発展に類似する。しかし、資本制生産下の中小生産者の生産森組は常に発展の困難性、脆弱性につきまといわれる。

参 考 文 献

新川伝助：日本漁業における資本主義の発達、東洋経済新報社 1958

黒沢一清：漁業協同組合の漁業権管理について（「戦後協同組合の性格」）、御茶の水書房 1959

筒井迪夫：林野団体の現存諸形態とその性質—森林組合の団体としての存在条件を理解する前提として—、林業経済、No.176、1963

46. 対馬における林野の利用と所有の変遷

九州大学農学部 ○野 口 俊 邦
黒 田 迪 夫

対馬林業の発展過程、とくに今日の育林段階に重きを置いて主題に接近したいと思う。

1. 木庭作期（旧藩時代～大正初期）藩政期には山林という呼称はなく、すべて木庭と呼ばれ、焼畑耕作地として利用された。木庭は耕地と同様に、公役人（本百姓）の惣有であり、年貢の対称とされた。明治の地租改正の後、耕地は個人分割されていったが、山林は給人（士族）の知行地を除いてはほとんど部落惣有の山林として留まった。これに伴って山林の共有権を持つ給人および本百姓からなる本戸制度が確立されていった。

2. 製炭期（大正中期～戦前）

対馬が商品経済の中にひき込まれるのは、日本資本主義が大陸へ進出していった大正年間である。大陸進出によって中国、朝鮮に木炭市場（買手）並びに労働力市場（売手）が開かれ、本土から入ってきた商人資本による企業的製炭が、朝鮮人、中国人および地元零細農を焼子として大規模に展開されていった。しかし昭和14年の120万俵をピークとして敗戦による大陸市場の喪失、外国人焼子の帰国によって企業的製炭は大きく衰退し、商人資本に従属した本戸層の自営製炭が小規模ながら存続していった。

3. 用材採取期（戦後10年）

木炭生産の減少に伴い、構造用材、パルプ用材の生産が次第に増大してきた。天然のマツ及び残存する天然広葉樹のパルプ原木利用がそれである。この段階は

本土産業資本の対馬進出によってもたらされ、地元農民は立木販売による地代取得者、あるいは伐採、搬出の林業賃労働者へと転化していった。もちろん兼業形態としてはあるが。

4. 育林期（昭和30年以後）

天然マツ林の枯渇および広葉樹材の大巾な減少によって昭和30年頃から次第に育林ブームが対馬をおそってきた。しかし、この育林行為は下からの盛り上がりというよりは、むしろ国家的あるいは地方自治体の施策としての造林補助、融資、分収設定等によって強力に上から押し進められた、といった方が適切であろう。ともあれ、このような国家的資源政策としての造林促進は、対馬農民および林野所有にどのような変化をもたらしたであろうか。

対馬は耕地面積が狭く（1戸当り5.6反）低生産性と相まって農業生産の基盤は極めて脆弱であり、多くの農民にとっては自給生産すら不可能である。しかるにパルプ原木材はすでに枯渇し、造林されたスギ、ヒノキは幼令で伐採できず、結局、公社造林、県行造林等の造林、下刈および土木工事、水産業等の賃稼ぎが大きな生計の支えとなっている。一方、林業は長期の積立貯金的存在となり、冠婚葬祭等の出費のかきむおりに、土地ぐるみ売却う傾向が強まっている。それらの山林の多くは商人資本によって集積されている。

峰村のH氏は在村の商人であるが、雑貨商、木炭問屋によって資本を蓄積し、40年程前に集積した山林は木炭事業の失敗で一旦手放したが、昭和20年から再び